

令和7年 第5回 多治見市教育委員会会議録

(要点筆記)

- 1 開催日時 令和7年4月23日(水) 午後2時 開議
- 2 開催場所 多治見市役所駅北庁舎 4階第2会議室
- 3 出席委員

教育長	仙石 浩之
教育長職務代理者	大嶽 和好
委員	鈴木 亜紀子
委員	水野 豊
委員	渡邊 加余子

- 4 教育委員会事務局・その他の機関の長等出欠表

(1) あらかじめ出席要請した管理職員

補 職 名	氏 名	出 欠
副教育長	東山 学史	出
教育次長	矢野 隆彦	出
教育指導監	高橋 光弘	出
教育総務課長兼文化財保護センター所長	大山 克則	欠
教育研究所長	前田 栄治	出
教育推進課主幹	丹羽 紀一	出
食育推進課長兼食育センター場長兼養正小学校近接校対応調理場長兼昭和小学校近接校対応調理場長	渡辺 康之	出

(2) 説明のため出席した者

補 職 名	氏 名
教育推進課 課長代理	南谷 美和
食育推進課 課長代理	水野 隆司
文化財保護センター 総括主査	吉田 寛

- 5 会議の傍聴人

なし

- 6 会議の公開、非公開

次の案件を除き公開

- (1) 報第5号 多治見市青少年育成推進員の委嘱の承認を求めるについて
- (2) 報第6号 学校運営協議会委員の任命の承認を求めるについて
- (3) 報第7号 多治見市たじっこクラブ業務受託者選定委員会委員の委嘱又は任命の報告について
- (4) 報第8号 多治見市児童生徒結核対策委員会委員の委嘱又は任命の報告について
- (5) 報第9号 多治見市学校腎臓検診判定委員会委員の委嘱の報告について
- (6) 報第10号 多治見市小中学校等職員衛生管理規程に基づく衛生推進者の選任の報告について

付議番号	案 件 名	所管課	結果
報第3号	多治見市教職員の働き方改革プラン2025	教育推進課	原案承認
報第4号	多治見市立学校の教務主任等の承認について	教育推進課	原案承認
報第5号	多治見市青少年育成推進員の委嘱の承認を求めるについて	教育推進課	原案承認
報第6号	学校運営協議会委員の任命の承認を求めるについて	教育推進課	原案承認
報第7号	多治見市たじっこクラブ業務受託者選定委員会委員の委嘱又は任命の報告について	教育推進課	原案承認
報第8号	多治見市児童生徒結核対策委員会委員の委嘱又は任命の報告について	教育推進課	原案承認
報第9号	多治見市学校腎臓検診判定委員会委員の委嘱の報告について	教育推進課	原案承認
報第10号	多治見市小中学校等職員衛生管理規程に基づく衛生推進者の選任の報告について	教育推進課	原案承認

開 会
議 事

午後 2 時 00 分

- 教育長 本会議の公開又は非公開の決定について、事務局に説明を求める。
事務局 報第 5 号以降は委員の委嘱、任命に関する案件で、個人情報を取り扱うため、非公開が適当だと考える。
- 教育長 報第 5 号以降の案件を非公開と決定することに異議はないか。
各委員 異議なし。
教育長 報第 5 号以降の案件を非公開と決定する。

報第 3 号 公開

- 教育長 「報第 3 号 多治見市教職員の働き方改革プラン 2025」につき、事務局の説明を求める。
- 高橋教育指導監 (資料により説明)
- 教育長 何か質問はないか。
- 水野委員 自宅で持ち帰る仕事をする場合の時間は把握しているか。
- 高橋教育指導監 県の調査で把握している。
- 水野委員 プラン 5 (4)、(7)、(20) は校務支援システムについてであるが、違いは何か。
- 高橋教育指導監 (4) ナビルカクロックは出退勤の正確な把握をするもの、(7) はクラウド上で帳票の管理ができるもの。
- 丹羽教育推進課主幹 (20) は行政的な今後の工夫、検討のこと。
- 教育長 持ち帰り仕事は現状あるのか。
- 矢野教育次長 毎日持ち帰ることはない。どうしても間に合わない場合は、ノートの丸つけくらいはしている。
- 教育長 ナビルカクロックはタイムカードみたいなもので、勤務時間は比較的正確に把握している。ただし、持ち帰り仕事がどれくらいあるかは把握していない。
- (補助資料より) 岐阜県や東濃 5 市の平均に比べ、多治見市は令和 6 年度の勤務時間外在校等時間は少ない。月 45 時間以上の超過勤務を行っている教職員の割合はさらに少ない。中津川市と多治見市を直近で経験されている教育次長はどのように感じているか。
- 教育次長 中津川市はナビルカクロックの導入は昨年からのので、多治見市の方がはるかに進んでいる。働く時間についても、中津川市は若い先生が多いため、皆で相談することも多く、時間外勤務は多かったように思う。
- 教育長 多治見市はベテランの教員が多く、授業の準備等それほど時間をかける必要がないため、時間外勤務が少なく済むように思う。ただ、折れ線グラフを見ると、下がっているため、多治見市の取組の成果はある。
- 鈴木委員 学校、市、東濃から異動すると、システム、様式、方法が違くと大変だと思うが、違いはあるのか。形の共有はできているのか。

丹羽教育推進課主幹 岐阜県下で校務支援システムは統一されている。ただ、生徒のデータは市内では電子データで共有しているが、県内では共有していないため、他市に転出した場合は、紙でやり取りしている。将来的には県下で電子データでやり取りする計画があると聞いている。

教育長 校務支援システムは統一されているが、教師、児童生徒が使うタブレット端末や、ソフトは各市町村で違う。そのため、市外に異動した際、最初はとまどうという話は聞いている。

矢野教育次長 中津川市はクロームブックで、ロイロノートが入ったのも昨年であった。ロイロノートを使っていた恵那市から来られた先生が教えてくれたので、便利さが分かり、すぐに他の教師も慣れた。どれがいいとは一概に言えず、それぞれいいところがある。

大嶽委員 時間外勤務について、給与上の対応はどうなっているのか、一般の方の関心も高い。中日新聞の日曜版の一面にも取り上げられていた。多治見市においても、効率的かつ効果的な取組をしていると思うので、いろんな形で広報に努めてもらいたい。

教材的な研究、研修的なものについては持ち帰りで行うことが多いと思うが、自分のライフプランを考えながら、効率的、効果的に意識して行っていただきたい。

渡邊委員 変形労働時間制についてはどうなっているか。

高橋教育指導監 市でも導入はしており、校長会等で周知している。長期休業中の学校閉校日や、会議等で効果的に使ってもらおうよう考えているが、現状申し出はない。

教育長 選択できるようにはしたが、多治見市は学校閉校日を多く設けているため、現状休みが取れている。そのため、変形労働時間制を利用する必要がないのではないかと考えている。

働き方改革の目的として、まず一つ目に教員が雑務に追われて生徒に向き合える時間がないのではないかと行ってきた。勤務時間は指標の一つに過ぎないが、その指標においても、減っているという結果が出ている。

また、二つ目の目的として、教員離れへの対応がある。今、若い世代から、教員はブラックな職業だと思われる。多治見市は、勤務時間を減らし、一方で子どもときちんと向き合える職場であることをアピールしていきたい。

教育長 本案件を承認することに異議はないか。

委員 異議なし。

教育長 本案件を承認することとする。

報第4号 公開

教育長 「報第4号 多治見市立学校の教務主任等の承認について」、事務局に説明を求める。

丹羽教育推進課主幹 （資料により説明）

教育長 本案件を承認することに異議はないか。

委員 異議なし。

教育長 本案件を承認することとする。

報第5号 非公開

教育長 「報第5号 多治見市青少年育成推進員の委嘱の承認を求めるについて」、事務局に説明を求める。水野委員が協議会委員となっている。地方教育行政法第14条第6項の規定により自己に関する案件には議事参与不可となっているが、教育委員会の同意ある場合は、会議出席、発言可となっている。同意することとしてよいか。

委員 異議なし。

《非公開》

報第6号 非公開

教育長 「報第6号 学校運営協議会委員の任命の承認を求めるについて」、事務局に説明を求める。

大嶽委員と水野委員が協議会委員となっている。地方教育行政法第14条第6項の規定により自己に関する案件には議事参与不可となっているが、教育委員会の同意ある場合は、会議出席、発言可となっている。同意することとしてよいか。

委員 異議なし

《非公開》

報第7号 非公開

教育長 「報第7号 多治見市たじっこクラブ業務受託者選定委員会委員の委嘱又は任命の報告について」、事務局に説明を求める。

《非公開》

報第8号 非公開

教育長 「報第8号 多治見市児童生徒結核対策委員会委員の委嘱又は任命の報告について」、事務局に説明を求める。

《非公開》

報第9号 非公開

教育長 「報第9号 多治見市学校腎臓検診判定委員会委員の委嘱の報告について」、事務局に説明を求める。

《非公開》

報第10号 非公開

教育長 「報第10号 多治見市小中学校等職員衛生管理規程に基づく衛生推進者の選任の報告について」、事務局に説明を求める。

《非公開》

閉会 午後2時56分

令和7年第5回多治見市教育委員会会議の顛末をここに記し、会議録を作成した。

令和7年5月22日

多治見市教育委員会事務局 教育総務課